

(2009年9月22日)

仮訳

国際会計基準委員会財団 (IASCF) モニタリング・ボード

「会計基準及び基準設定の原則に関する声明」

国際会計基準委員会財団 (IASCF) モニタリング・ボードは、先進市場及び新興市場の証券規制当局により構成されている。我々は、各国における財務報告において使用される会計基準を決定する責任主体として、投資家保護、市場の公正性、資本形成に関する責務をより効果的に果たすために、モニタリング・ボードを設立した。投資家が自信を持って投資意思決定を行うためには企業が提供する財務情報の品質が重要であると考え、我々の信念は、これらの責務から導かれるものである。そのため、会計基準の基礎であり、かつ、金融危機の中で改善が必要となった項目に関する基準設定プロセスで準拠しなくてはならない基本原則について、適切に実施されていることを確かめるべきであると、我々は考えている。

各国及び国際的な会計基準設定主体では、今般の金融危機を受け、いかにして会計基準を改善しうるかについて検討がなされている。我々は、このような取組みを強く支持するとともに、今般の金融危機は、投資家及び市場の安定のために、市場に負荷がかかる状況においても市場の透明性を高めるよう、いかにして会計基準を改善しうるかについての重要な教訓を示唆するものと考えている。

いかなる危機であれ、その中で設定・改訂される会計基準や規制は慎重に検討される必要がある。現在見直されている会計基準は公開会社の財務報告において重要な役割を果たすこと、かつ、公開会社の財務報告は公平で効率的な資本市場の基盤を構成する重要な要素であることから、特に慎重な検討が必要である。金融危機は資本市場に歴史的な混乱をもたらした。規制当局と会計基準設定主体は、規制当局がこのような市場の危機の根本的な原因への対処をせずに場当たりの対応を行い、規制当局が遵守すべき重要な原則を損なうようなこととなってしまうという認識を持っている。

このような理由から、将来の資本市場が力強く公正なものとなるか否かは、規制当局と会計基準設定主体が、会計基準が果たす目的及び基準設定プロセスに関する基本原則に従うことを、この重大な岐路においてあらためて確認することにかかっていると我々は考えている。また、財務報告の品質、ひいては資本市場の健全性と公正性は、

このような基本原則に慎重に従うことにかかっており、基本原則が定める目的が場当たり的な対応によって損なわれるようなことになってはならない。したがって、このような基本原則を繰り返し述べ、そしてそれがなぜ重要であるか説明することは、特に、公開企業である金融機関によって作られたある種の金融商品の開示に関して、公開企業の財務諸表の透明性を低下させるような会計基準の変更を求める意見が一部から出ているような状況を鑑みると、非常に重要であると我々は信じている。

現行の会計基準には、自社で保有する資産の価値を投資家に報告する上で時価又は客観的に検証可能な方法を用いなければならないと定めているものがあることから、公開企業である金融機関に対して「景気循環増幅効果」による負担を強いているという批判がある。我々は、このような主張は問題そのものではなく、問題から生ずる現象に焦点をあてたものだと考えている。公開資本市場は、何よりもまず、無数の投資家たちが投資を行い自らの将来に備える、効率的・効果的な投資意思決定の場である。また、公開資本市場は、発行者にとっては、新たに労働者を雇用し、工場を建設し、ひいては我々の経済の将来の成長に拍車をかけるために、効率的に価格決定された流動性のある資本を調達するための仕組みでもある。公開資本市場は信頼と透明性を前提としており、投資家は、発行者の財務報告及び財務報告の前提となる会計基準は、発行者の業績に関して、完全で、偏りが無く、公正で、比較可能な情報を提供するものであると信頼している。もし、透明性を悪化させるような新会計基準（例えば、投資のリスクを実際よりも少なく表示するような基準）が適用されたり、又は会計基準設定において従うべき基本原則を逸脱したプロセスに基づき会計基準が設定されたりすることによって投資家の信頼を損ねた場合、資本市場に対する投資家の信用は失われ、全ての発行者は一様に増加した資本コストを負担することになる。

会計基準を支える原則

国際会計基準審議会（IASB）は「概念フレームワーク」において、また、米国財務会計基準審議会（FASB）は「財務会計ステートメント」において、財務報告の目的を示し、その目的を支える会計基準の特性について説明している。そして、それらが全体として、各個別会計基準の開発における基盤を形成している。また、これらはあらゆる規模・業種の企業の財務報告に対して適用される普遍的な概念である。各会計基準設定主体はこれらの目的や特性をそれぞれ独自の方法で表現しているが、そこには一貫した原則を容易に見てとることができる。我々は、財務報告の主要な目的は、企業の業績に関する情報を現在の、そして潜在的な投資家の意思決定に有用な形で提供することであると考えている。意思決定に有用であるためには、会計基準の適用により提供される情報は少なくとも目的適合性、信頼性、理解可能性、比較可能性を有していなければならない。

目的適合性：財務情報は、意思決定の目的に適合するものでなければならない。資本市場参加者の目的に照らせば、情報が目的に適合しているか否かは、情報が過去及び現在の事象の評価を可能とし、将来の事象の予測に資するか否かによる。また、過去の評価を確認するための基礎を提供する場合にも、情報は目的適合性を有している。

信頼性：情報は、報告されることを意図された事象を忠実に表現するという意味で、信頼性が無ければならない。このためには、情報は中立で、報告される取引を正しく描写するものでなければならない。将来事象の測定や見積もりといった会計上の判断は財務報告に固有の側面であるため、信頼性は必ずしも確実性と同義ではない。

理解可能性：財務情報は、意思決定に資することを意図されている。そのため、利用者が適切に努力することによって理解され、意思決定過程において利用されるように作成・表示されなければならない。

比較可能性：意思決定において利用される情報は、一般的に、情報そのものではなくむしろ文脈の中で評価される。その利用を容易にするために、財務情報は、期間比較、企業間比較が可能となるように、十分に一貫した形で作成・表示されなければならない。

これらの特性は、議論の余地が少なく広く認められているものである。金融危機諮問グループの報告書では「財務報告は、企業の業績や状態についての、公平で、透明性が高く、目的に適合した情報を提供することにより、金融システムにおいて不可欠な役割を果たしている」と表現されていた。バーゼル銀行監督委員会は、最近、財務報告の意思決定における有用性と目的適合性の重要性を認識し、特に報告企業の将来キャッシュフローの金額、時期、不確実性を利用者が評価できるようにする情報は有用であるとした。経済回復を確実なものとするため、長年培われてきた財務報告を支える原則を損なうことがあってはならない。

会計基準設定を支える原則

会計基準そのものに関する原則に加えて、会計基準を設定するプロセスも一定の特性に従ったものでなければならない。会計基準の品質と公正性に対する信頼は、会計基準設定主体のデュー・プロセスの独立性、透明性に基づくものである。

独立性：独立した立場での審議、特に結論には多くの要因が必要である。まず、第一

に、会計基準設定主体を構成する個々のメンバーは、財務報告上の諸問題に関する専門的能力を有していなければならない。更に、会計基準設定主体において意思決定権限を有するメンバーは、会計基準がその利害に配慮すべきさまざまな関係者を全体として適切に代表しなければならない。最後に、会計基準設定プロセスは、政治的圧力や企業の利害からの圧力を不当に受けないようにしなければならない。

透明性：会計基準設定プロセスの透明性は、利用者が会計基準の開発過程を代替案の慎重な検討から最終結論に至るまでを辿る上で、十分に確保されている必要がある。利害関係者には、関係する問題の会計基準設定プロセスに意見発信できるような機会を与えなければならない。

IASB と FASB は、金融商品及び公正価値測定の会計基準設定の取組みにおいて、広く関係者から有用な意見を受け取ることにより恩恵を受けている。財務報告の利用方法の違いや財務報告に期待する結果の違いから、ある利害関係者からの意見が他の利害関係者の意見と反するということはよくある。このような関係者の十分な参加は、会計基準設定における透明なデュー・プロセスのための必要不可欠な要素である。そして、意見が提出された場合、独立の判断を行うとの観点から、財務報告の目的全体やこれらの目的を支える原則に照らして、会計基準設定主体は提出された意見を評価する責任を有している。

今般の銀行の危機との関係で銀行監督と財務報告との関係を検討することは有用であるが、会計基準設定主体が健全な銀行のリスク管理や効果的な銀行監督の代理人となってしまうことは許されない。公開資本市場への参加は発行者が行う一つの選択であるが、金融機関にとっては多くの選択肢の一つにすぎない。資本市場の投資家に負担を強いることにより、今日の銀行の危機を克服しようとすることは誤りであると、証券規制当局として、我々は考えている。自らが努力して獲得した資金を効率的に配分できるよう、投資家に対して情報を提供するために、会計基準は設定されなければならない。その意味で、会計基準は、健全で豊かでより安定した生活水準に貢献するよう、整備されているとも言える。

会計基準設定の独立性と財務報告の基本的目的の遵守は、高品質でグローバルな会計基準を開発するための必要不可欠な要素である。我々モニタリング・ボードは、会計基準設定プロセスの独立性と説明責任を守ることに真摯に取り組んでいく。

(注) 現在、モニタリング・ボードのメンバーは、証券監督者国際機構 (IOSCO) 新興市場委員会議長、IOSCO 専門委員会副議長、金融庁長官及び米国証券取引委員会委

員長となっている。モニタリング・ボード憲章は欧州委員会（EC）も参加のうえ、ECもモニタリング・ボードのメンバーとなる予定で起草されている。ECのメンバー参加については、現在、欧州委員会内部で検討が行われていると理解している。